

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する ガイドライン

平成30年6月 適用

令和 6年4月 改訂

佐 久 市

1 はじめに

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故以降、エネルギーの自立や温室効果ガス低減効果などの観点から基幹電源と位置付けられていた原子力発電への信頼が揺らぎ、分散型エネルギーの増強や多様なエネルギー源の活用がこれまで以上に求められ、我が国では、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大しました。また、平成27年7月、国において策定された「長期エネルギー需要見通し」（いわゆる「エネルギーミックス」）において、平成42年度に再生可能エネルギーが電源構成の22～24%を占めるとの見通しが示されました。

市でも、エネルギー分野における急激な社会情勢の変化に対応するため、再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化を推進し、市に適したエネルギーの普及を目指してきました。特に、年間日照時間が長いという市の長を生かし、太陽光発電設備の設置を推進しており、固定価格買取制度（FIT）の導入もあったことから、市内でも急速に太陽光発電設備が普及し、今後もさらなる設備の設置が見込まれています。

その一方、太陽光発電設備の設置等に関する国の基準や規制がほとんどない中で、設置に伴う災害の発生等による市民生活への影響が懸念されるなど、様々な問題が顕在化してきました。このため、市では、平成25年、佐久市自然環境保全条例及び佐久市開発指導要綱を改正して、太陽光発電設備の設置に対し、指導をしてきました。

しかし、景観の阻害、太陽電池モジュールによる反射光、パワーコンディショナからの騒音等による生活環境の悪化、雨水の敷地外への大量流出による下流域への影響、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、土地利用上の影響、計画地の地域住民への説明不足など、太陽光発電設備の設置に対しては、依然として市民から不安の声が寄せられています。

佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）は、太陽光発電設備の設置等に当たっての市の考え方、事業者による適切な導入及び自主的な取組に向けた方針を示すことで、太陽光発電による再生可能エネルギーの普及を図るうえでも、市民の安心・安全を確保するとともに、良好な生活環境、自然環境及び景観を保全することを目的として、策定するものです。

2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、太陽光発電設備の設置等に当たり、佐久市環境基本条例（平成17年条例第110号）第4条第2項の規定により、環境への負荷の低減その他環境の保全等を図るため、事業者等が特に配慮すべき事項をまとめたものです。

3 本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、太陽光発電設備（農地に支柱を立てて、営農を継続しながら

上部空間に太陽光発電設備を設置するものであって、農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づいて実施するもの（以下「営農型発電設備」という。）を含む。）を市内の土地に自立して設置するもの全てを対象とします。

4 設置を避けるべきエリア、設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア

太陽光発電事業の実施における土地の選定の際には、法的規制の有無や発電効率による採算性だけでなく、防災、土地利用上の影響、生活環境及び環境保全並びに景観保全（以下「防災、環境保全及び景観保全等」といいます。）に支障がないか、多角的な観点から当該土地及び周辺地域の環境への影響を検討する必要があります。

市では、当該土地及び周辺地域の防災、環境保全及び景観保全等を図るため、「設置を避けるべきエリア（レッドエリア）」及び「設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア（イエローエリア）」を示しました。

これらのエリアは、当該土地及び周辺地域の防災、環境保全及び景観保全等を図るうえで、様々なリスクや影響が懸念されるエリアであるため、これらのエリアでの事業については、設置場所の変更を含め、あらゆる角度からの検討が必要です。

(1) 設置を避けるべきエリア（レッドエリア）

| | エリア | 関係法令等（配慮事項） |
|-----------------------|---|---|
| 「設置を避けるべきエリア（レッドエリア）」 | 砂防指定地 | 砂防法 |
| | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 |
| | 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 |
| | 土石流危険溪流 | 国土交通省、林野庁の調査要領・点検要領等に基づく土砂災害が発生するおそれのある箇所 |
| | 地すべり危険地区 | |
| | 地域森林計画の対象民有林 保安林 | 森林法 |
| | 水資源保全地域 | 長野県豊かな水資源の保全に関する条例 |
| | 農用地区域等 ・農業振興地域内の農用地区域 ・第一種農地（農地又は採草放牧地） | 農地法 農業振興地域の整備に関する法律 |
| | 国定公園 | 自然公園法 |

| | | |
|--|---|------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な高山性植物、高層湿原等の分布する地域 ・天然記念物又は学術参考林に準ずる動植物の分布する地域 ・特異な地形、地質等の特色のある自然環境を有する地域 ・飲料水の水源地等で自然水として保護することが必要な地域 | 佐久市自然環境保全条例 |
| | 文化財指定エリア <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 ・県指定文化財 ・市指定文化財 | 文化財保護法 長野県文化財保護条例 佐久市文化財保護条例 |

(2) 設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア (イエローエリア)

| 「設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア (イエローエリア)」 | エリア | 関係法令等 (配慮事項) |
|---------------------------------------|---|--------------------------|
| | 浸水想定区域 | 水防法 |
| | 埋蔵文化財包蔵地 | 文化財保護法 |
| | 用途地域 <ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 | 都市計画法 |
| | 郷土環境保全地域 | 長野県自然環境保全条例 |
| | 自然環境保全地区 | 佐久市自然環境保全条例 |
| | 鳥獣保護区 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 |

5 事業者が配慮すべき事項

土地に自立して設置する太陽光発電事業により、周辺の防災、環境保全及び景観保全等への影響が想定されます。

事業者は、次に掲げる各号に配慮し、適切な太陽光発電事業を実施してください。

(1) 全般

ア 事業者は、太陽光発電設備の設置等に関する法令、長野県及び市の条例、規則等を遵守すること。

イ 周辺の土地利用との適切な調和を図ること。(太陽光発電設備の色彩は、周辺の景観と調和したものを選択する。一団の農地への設置を避け、農地の連坦に配慮する。など)

(2) 計画・設計段階

- ア 尾根、丘陵地、高台、斜面上部での設置を避けること。
- イ 太陽光発電設備の最上部を周辺の景観から可能な限り突出しないようにすること。
- ウ 太陽光発電設備を隣接する土地、道路等との境界から可能な限り離すとともに、植栽等によって事業地に隣接する土地、道路等から太陽光発電設備が可能な限り視認できないようにすること。
- エ パワーコンディショナ等の稼働音等が地域住民等、周辺環境に影響を与えないようにすること。
- オ 低反射な太陽電池モジュールを選択し、反射光が周辺環境を害さないこと。
- カ 太陽電池モジュール及び付帯設備の色彩は、周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを用いること。
- キ 既存設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にすること。
- ク 佐久市建築行為に係る道路後退取扱要綱（平成17年4月1日告示第115号）に基づき、道路後退を行うこと。
- ケ 営農型発電設備にあつては、設備下部の農地における営農計画を行い、営農の適切な継続を行うこと。
- コ 営農型発電設備にあつては、周辺の土地等への日照の妨げとならないようにすること。

(3) 施工段階

- ア 防災、環境保全及び景観保全等に支障がないようにすること。
- イ 騒音・振動の抑制方法、周辺地域の道路、土地の使用法、資材・廃棄物等の適切な処理方法、地域住民等の安全確保等について、地域住民等の生活環境を損なうことのないよう適切な措置を講じること。
- ウ 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を公衆の見やすい場所に表示すること。

(4) 運用・管理段階

- ア 太陽光発電設備の安全性、太陽光発電事業の防災、環境保全及び景観保全等に関する対策が計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、計画策定段階では予期しなかった問題が生じた場合には、直ちに適切な対策を講じること。
- イ 太陽光発電設備に異常を来すような落雷・洪水・暴風・豪雪等の自然災害の発生が予想される場合には、事前に事業地及び太陽光発電設備の点検を行うこと。なお、太陽光発電設備に異常が生じた場合には、事業地外に影響が及ばないよう適切に対応すること。
- ウ 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等の自然災害により、太陽光発電設備の破損、第三者へ被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合には、速やかに事業地に赴き、太陽光発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないかを確認するこ

と。なお、太陽光発電設備の異常若しくは破損等により周辺地域への被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合には、被害防止及びその拡大防止のための措置を講じ、速やかに市長及び当該行政区の区長へ連絡をすること。

エ 事業地の外から見やすい場所に、事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を公衆の見やすい場所に表示すること。

オ 事業地内への第三者の侵入を防ぐ措置を講じること。

(5) 終了段階

ア 太陽光発電事業が終了した場合には、太陽光発電設備の撤去を必ず行うこと。

なお、太陽光発電設備を撤去・処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）等に基づき、適切な措置を講じること。

イ 太陽光発電事業の終了後、太陽光発電設備を撤去するまでの間、感電防止等の安全性確保のため、第三者が太陽光発電設備に近づかないよう適切な措置を講じること。

ウ 発電事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用について、定期的な積立て等により確保すること。

6 土地所有者が配慮すべき事項

太陽光発電事業によっては、景観の阻害、太陽電池モジュールによる反射光、パワーコンディショナからの騒音等による生活環境の悪化や雨水の敷地外への大量流出による下流域への影響、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、周辺の土地利用との調和など、地域住民や周辺の環境に少なからず影響が想定されます。

そのため事業者に当該土地を売却又は賃貸しようとする土地所有者は、次に掲げる事項に配慮し、売却又は賃貸を行うのか検討してください。

(1) 土地を売却する場合

土地所有者は、市の良好な環境を保全することを第一に考えた上で、売買の是非を検討すること。

(2) 土地を賃貸する場合

ア 事業者に当該土地を賃貸する土地所有者は、様々な影響やリスクを考慮し、事業者との賃貸借契約締結の是非を検討すること。

イ 賃貸借契約が終了した場合には、土地所有者は、事業者の原状回復義務が適切に履行されているかを必ず確認すること。

7 説明会の開催

事業の着手前（固定価格買取制度（FIT）における事業計画の認定申請をしようとする場合はその申請前とする。）に、計画している太陽光発電事業の概要、防災、

環境保全及び景観保全等の対策、予定する工事内容、その他当該事業に関連する事項を地域住民に説明してください。

説明会に際しては、説明会の日時、開催場所及び計画内容の概要について、地域住民に周知し、土地所有者も可能な限り説明会に出席するよう努めるとともに、出席した者の意見を十分に聞き、その質問に回答し、必要がある場合は対策を講じてください。

8 協定の締結

事業者が太陽光発電事業の計画を遂行しようとするときは、説明会その他の機会において十分意見を聞き、当該行政区と、太陽光発電設備の設置、運用、管理、撤去に関する協定を締結してください。

なお、協定書の例は、【別紙】のとおりです。

9 関係法令

太陽光発電事業の実施に際しては、【別表1】を参照し、必要な手続等を必ず行ってください。

なお、掲載したものは関係法令の一部であり、その他の法令についても、太陽光発電事業者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等の方法により、最終的な確認及び判断を行ってください。

10 参考資料

太陽光発電に関する電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設置の技術基準の解釈に対応した具体的な仕様については、日本工業規格（JIS規格）において定められているものが多く、また、事業実施時の具体的な検討内容やチェック項目に関しては、国による過去の検討に基づくガイドラインや業界団体において自主的に策定されるガイドラインに掲載されています。さらに、災害時等における安全関連情報も策定、公開されているので、必ず最新情報を参照してください（【別表2】）。

11 その他

- (1) 本ガイドラインは、平成30年9月1日から運用します。
- (2) 本ガイドラインは、運用の日以降に行われる太陽光発電事業について適用します。また、すでに事業計画の認定を受けている事業者も、可能な限り本ガイドラインの趣旨に沿った対応を行ってください。
- (3) 本ガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じ適宜見直しを行います。

【別紙】

〇〇太陽光発電事業に関する協定書（案）

〇〇区長〇〇（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

| | |
|--------|----------------------------------|
| 事業の種類 | 太陽光発電事業 |
| 事業地 | 〇〇ほか〇〇筆 |
| 事業面積 | 〇〇平方メートル |
| 発電出力 | 〇〇kW |
| 協定対象期間 | 〇〇年〇〇月〇〇日（協定締結の日）から事業の終了後、乙の撤退まで |

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

2 乙は、事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用を定期的な積立て等により事前に確保しておくものとする。

3 乙は、甲から前項の積立て等の状況報告を求められた場合は、速やかに甲へ報告するものとする。

(協定の存続)

第7条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

(疑義等の処理)

第8条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所 _____
区 名 _____
職 氏 名 _____ 印

乙 住 所 _____
事業者名 _____
職 氏 名 _____ 印

別紙（〇〇年〇〇月〇〇日確認）

（以下、甲乙間で取り決めた内容を記載）

- 1
- 2
- 3
- .

【協定締結（別紙）の際の注意点】

協定書別紙の記載事項として、次のような例が考えられます。当該発電設備が設置される地域の実情の応じ、取捨選択、追加又は修正してください。なお、上述した「5事業者が配慮すべき事項」も参考にしてください。

甲乙間で取り決めた内容は、区から事業者への一方的な要望ではなく、両者が合意している内容を正確に記載してください。そのため、区と事業者との間で十分に協議を行ってください。

〈生活環境の保全〉

- 事業地内及び事業地周辺の樹木の剪定、雑草の除去等を定期的実施し、周辺環境を保全すること。
- 乙は、甲が実施する地区の清掃活動に参加すること。

〈動植物・生態系の保全〉

- 希少野生動植物（「レッドリスト」及び「長野県版レッドリスト」に掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない、又は適切な保全措置を講じること。
- 造成工事等開発に際し、外来種が侵入しないよう十分注意すること。万が一外来種が侵入した場合には、駆除を実施すること。
- 現存する植生は、事業地の全面積の〇〇パーセント以上残すこと。
- 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は事業地内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講じること。
- 新たに植栽を行う場合には、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。

〈地形・地質の保全〉

- 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土石の流出防止及び法面の安定化に万全を期すこと。
- 法面については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により周辺環境や景観と調和させること。

〈水象の保全〉

- 事業地周辺に井戸等がある場合には、井戸等の水位及び水質に支障がないようにすること。
- 事業地内の雨水は可能な限り浸透させ、地下水のかん養に努めること。
- 自然の沢筋を破壊しないこと。
- 雑排水及び廃棄物等による土壌汚染には細心の注意を払い、地下水への影響がないようにすること。

〈景観の保全〉

- 主要な眺望点（〇〇展望台）から視認できる場合には、主要な眺望点からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。
- 計画・設計段階において、事業地の連続する写真や映像にコンピューターグラフィックス等で作成した計画案を合成するなどの方法により景観への影響をより正確に予測・評価すること。
- 太陽電池モジュールは、周囲と調和した色彩とし、低反射、低明度、低彩度で目立たないものを使用するとともに、周囲と調和するものを選択すること。
- フレームの素材は、低反射のものを使用すること。
- パワーコンディショナ、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響がないよう景観に調和したものとすること。
- 道路沿いや民家等に隣接して設置する場合には、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、目立たないようにすること。
- 主要な道路（県道〇〇号）から視認できる場合には、主要な道路から望見できないよう植栽又は不透視性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- 幹線道路等（国道、高速道路、新幹線）の付近へ設置する場合は、以下の範囲での設置を避けること。
 - ・国道：沿線両側それぞれ〇〇m以内
 - ・上信越自動車道：沿線両側それぞれ〇〇m以内
 - ・中部横断自動車道：沿線両側それぞれ〇〇m以内
 - ・北陸新幹線：沿線両側それぞれ〇〇m以内
- 電線類は、可能な限り地中化すること。

〈災害の防止〉

- 太陽光発電設備に異常を来すような落雷・洪水・暴風・豪雪等の自然災害の発生が予想される場合には、事前に事業地及び太陽光発電設備の点検を行うこと。
- 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等の自然災害により、太陽光発電設備の破損、第三者へ被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合には、速やかに事業地に赴き、太陽光発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないかを確認するとともに、速やかに甲に報告すること。
- 太陽光発電設備の異常若しくは破損等により周辺地域への被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合には、被害防止及び拡大防止のための措置を講じるとともに、速やかに

甲に連絡すること。

- 土砂流出等を防止するため、沈砂池、柵等の土砂流出防止施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。
- 調整池を設置する場合は、維持管理を適正に行うとともに、定期点検を行うこと。
- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。
- 崖崩れのおそれがある土地の場合には、擁壁工等の対策を行うこと。
- 地盤が軟弱な場合には、地盤改良を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないよう土の置換や水抜き等を行うこと。
- 切土や盛土により崖が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面は雨水等が崖の反対方向へ流れるような勾配にすること。また、必要に応じて排水溝を設置すること。
- 切土によるすべりやすい土質がある場合には、杭打ち等のすべり対策を行うこと。
- 盛土を行う場合には、ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう概ね30cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め、及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。
- 切土、盛土を行う場合には、擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。
- 切土、盛土を行う場合で地下水により崖崩れや土砂の流出のおそれがある場合には、事業地内の地下水を排出する排水施設を設置すること。
- 擁壁を設置する場合には、擁壁は構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。高さ2m以上の崖に設置する擁壁は、建築基準法施行令第142条の規定を準用した構造とすること。
- 雨水排水施設の計画に当たっては、事業地の規模、地形、周辺の状況を勘案し、雨水を有効かつ適切に排出できるようにすること。なお、計画雨量水量は佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱指導基準に準じて算出すること。

〈施工段階〉

- 工事車両の通行には安全に万全を期し、甲からさらなる安全確保についての要請があった場合には、誠意を持って対応すること。
- 一般交通車輛等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等万全の措置を講じること。
- 太陽光発電設備の工事等に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等については、万全の措置を講じるとともに、甲から要請があった場合には、適切な措置を講じること。
- 土砂流出及び粉じんを防止するため、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットを設置すること。
- 工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を現場の見やすい場所に表示すること。
- 工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、地域住民、農地及び林地等

へ被害を与えないよう万全の措置を講じること。

- 工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険箇所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。

〈運用・管理段階〉

- 著しく傾斜している土地及びその周辺に太陽光発電設備を設置しないこと。
- 通行する車輛に太陽電池モジュールの反射光が当たらないようにすること。
- 低周波音等を防止するため、パワーコンディショナは家屋から可能な限り離れた場所に設置する又は防音壁や緑地その他の緩衝帯を設置すること。
- 太陽光発電設備周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講じること。
- 事業地の外から見やすい場所に事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。
- 事業地の管理に当たっては、農薬及び除草剤は原則使用しないこと。農薬等を使用せざるを得ない場合には、事前に散布の日時等について、甲及び地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。
- 排水路、調整池等の維持管理を適正に行い、沈砂や植生が繁茂している場合は除去すること。
- 太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発生した場合やそれが懸念される場合には、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、直ちに甲に連絡すること。

〈終了段階〉

- 乙が太陽光発電事業を終了する場合には、設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。
- 乙の責めに帰することができない事由がある場合を除き、乙が協議により決定した期日までに太陽光発電設備を撤去等しない場合には、甲に対して違約金（金〇〇円）を支払うこと。

〈損害賠償〉

- 乙は、発電事業全般において第三者に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講じるとともに、損害の補償に当たっては誠実に履行すること。

〈その他〉

- 乙は、太陽光発電設備でのトラブルが生じた場合の対応についてマニュアルを作成し、発電事業開始までに甲に提出すること。
- 甲は、乙が事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に規定するFIT法及びFIT法施行規則に基づき遵守が求められる事項及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について違反した場合には、資源エネルギー庁に通報すること。

【別表 1】 関係法令

| 法令名等 | 規制対象となる内容等 | 相談窓口 |
|-----------------|--|---|
| 全般 | <ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギー・太陽光発電全般に関すること。 | <p>【市】 環境政策課環境政策係 ☎0267-62-2917</p> |
| 公有地の拡大の推進に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域内における、次に該当する土地の有償譲渡 ・都市計画施設の区域及び都市計画区域に所在する道路法による道路等の区域：100 m²以上 ・上記以外の都市計画区域：10,000 m²以上 | <p>【市】 企画課土地調整係 ☎0267-62-3067</p> |
| 国土利用計画法 | <ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等（契約の日から2週間以内） ・都市計画区域：5,000 m² 以上 ・都市計画区域外：10,000 m² 以上 | <p>【県】 佐久地域振興局企画振興課 ☎0267-63-3132</p> <p>【市】 企画課土地調整係 ☎0267-62-3067</p> |
| 建築基準法 | <ul style="list-style-type: none"> ●建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は「建築物」に該当します。 | <p>【市】 建築住宅課建築係 ☎0267-62-6637</p> |
| 河川法 | <ul style="list-style-type: none"> ●河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・河川の砂やヨシ等の採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更 ●河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築 | <p>【県】 佐久建設事務所維持管理課（旧臼田町） ☎0267-82-8271</p> <p>佐久建設事務所佐久北部事務所（旧臼田町以外） ☎0267-63-3172</p> <p>【市】 土木課管理係 ☎0267-62-3298</p> |

| | | |
|---------------------------------------|---|--|
| <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p> | <p>●急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水の放流・停滞行為等、水の浸透を助長する行為 ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造 ・のり切、切土、掘さく、盛土・立木竹の伐採 ・木竹の滑下・地引による搬出 ・土石の採取・集積 | <p>【県】</p> <p>佐久建設事務所維持管理課（旧臼田町） ☎0267-82-8271</p> <p>佐久建設事務所佐久北部事務所（旧臼田町以外） ☎0267-63-3172</p> |
| <p>地すべり等防止法</p> | <p>●地すべり防止区域内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加 ・地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ・地表水の放流や停滞行為等、地表水の浸透の助長 ・のり切、切土 ・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良 ・地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発 | |
| <p>砂防法</p> | <p>●砂防指定地内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による土地の原状変更 | |
| <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p> | <p>●土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）</p> | <p>【県】</p> <p>佐久建設事務所整備課 ☎0267-82-8272</p> |

| | | |
|------------------------|---|--|
| <p>景観法 佐久市景観条例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●景観計画の区域内（市内全域）における一定規模以上の次の行為 ・建築物・工作物の新築・新設、改築若しくは移転、外観変更等 ・開発行為 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、土地の形質の変更 ・屋外における物品の集積又は貯蔵 | <p>【市】 建築住宅課建築係 ☎0267-62-6637</p> |
| <p>農業振興地域の整備に関する法律</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●佐久市農業振興地域整備計画の変更 | <p>【市】 農政課農政係 ☎0267-62-3203</p> |
| <p>農地法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●農地を農地以外のものにする行為 ●農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権・地上権・質権・使用貸借権の設定や移転 | <p>【市】 農業委員会事務局農地係 ☎0267-62-3518</p> |
| <p>森林法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●保安林内における次の行為 ・立木の伐採 ・土地の形質の変更等 ●地域森林計画の対象民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における次の行為 ・林地開発行為（0.5ha以上） ・伐採及び伐採後の造林の届出を要する立木の伐採等の行為 | <p>【県】（保安林、林地開発行為関係） 佐久地域振興局林務課 ☎0267-63-3154、3156 【市】（伐採及び伐採後の造林の届出関係） 耕地林務課林務係 ☎0267-62-3242</p> |
| <p>文化財保護法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●国指定有形文化財、国指定史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為 ●周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等 ●工事中に遺物が出土したこと等による埋蔵文化財包蔵地を発見した場合 | <p>【市】 文化振興課文化財事務所 ☎0267-63-5321</p> |
| <p>長野県文化財保護条例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●県指定有形文化財、県指定史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為 | |

| | | |
|-------------|--|--|
| 佐久市文化財保護条例 | ●市指定有形文化財、市指定史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為 | |
| 自然公園法 | ●特別保護地区における工作物の新築、改築、増築、土地の形状変更、木竹の伐採等の行為。 ●特別地域における新築、改築、増築、土地の形状変更、木竹の伐採等の行為。 ●普通地域における一定規模を超える工作物の新築、改築、増築、土地の形状変更等の行為 | 【県】 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 ☎0267-63-3166 |
| 土壌汚染対策法 | ●土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積 3,000 m ² 以上 ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大 50cm 未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く。 | 【県】 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 ☎0267-63-3166 |
| 長野県自然環境保全条例 | ●郷土環境保全地域内における次の行為 ・その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。） ・宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 ・鉱物を掘採又は土石を採取すること。 ・水面を埋め立て又は干拓すること。 | 【県】 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 ☎0267-63-3166 |
| 佐久市自然環境保全条例 | ●自然保全地区内における次の行為 ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築（個人が行う行為で、当該個人の居住の用に供する住宅に係るものを除く。） ・宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 | 【市】 公園緑地課公園管理係 ☎0267-62-3424 |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採(個人が行う当該個人の生活のための伐採及び枯損木の伐採を除く。) ・土石類の採取 ・これらの行為に準ずる行為 ●環境保全地区内(史跡、神社等 160 カ所)において、上記に掲げる行為 | |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ●鳥獣保護区内での野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為 | <p>【県】 佐久地域振興局林務課 ☎0267-63-3152</p> <p>【市】 耕地林務課林務係 ☎0267-62-3242</p> |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為 ●環境大臣が指定する生息地等保護区等の管理地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更等 | <p>【国】 環境省信越自然環境事務所 ☎026-231-6573</p> |
| 長野県環境影響評価条例 | <ul style="list-style-type: none"> ●施工区域の面積(森林の区域等)が 20ha 以上となるもの <p>※その他にも開発の内容によっては手続が必要となる場合があります。</p> | <p>【県】 環境部環境政策課 ☎026-235-7163</p> |
| 長野県豊かな水資源の保全に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ●水資源保全地域内における次の行為(ただし、森林以外で 500 m²未満の行為を除く) ・土地の売買契約 ・地上権又は賃借権を設定する契約 | <p>【県】 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 ☎0267-63-3166</p> |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物が地下にあつて指定区域に指定されている土地の形質変更 <p>※廃棄物が残置されている場所は、当該廃棄物が適正に処理されない限り太陽光発電設備の設置は認められません。</p> | <p>【県】 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課 ☎0267-63-3166</p> |

| | | |
|------------------------------|---|---|
| <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> | <p>●特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や特定建設資材を使用する新築工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールと一体的な建築物(床面積の合計が80㎡以上に限る)の解体工事 ・太陽電池モジュールと一体的な建築物(床面積の合計が500㎡以上に限る)の新築・増築工事 ・太陽電池モジュールと一体的な建築物の修繕・模様替等工事(請負金額が1億円以上のもの) ・建築物以外のもの(太陽電池モジュール等)の土木工事や解体工事等(請負金額が500万円以上のもの) | <p>【県】 佐久建設事務所建築課 ☎0267-63-3160</p> |
|------------------------------|---|---|

【別表 2】 参考資料

(1) 太陽光発電に関する主な JIS 規格

| 分類 | 規格番号 | 規格名 |
|------------------|-----------------------|--|
| 太陽電池モジュール (新規格) | JIS C 612151 :2020 | 地上設置の太陽電池 (PV) モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第 1 部：試験要求事項 |
| | JIS C 61215-1-1 :2020 | 地上設置の薄膜シリコン太陽電池 (PV) モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第 1-1 部：結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュールの試験に関する 特別要求事項 |
| | JIS C 61215-1-2 :2020 | 地上設置の薄膜シリコン太陽電池 (PV) モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第 1-2 部：薄膜テルル化カドミウム (CdTe) 太陽電池 (PV) モジュールの試験に関する特別要求事項 |
| | JIS C 61215-1-3 :2020 | 地上設置の薄膜シリコン太陽電池 (PV) モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第 1-3 部：薄膜非晶質系シリコン太陽電池 (PV) モジュールの試験に関する特別要求事項 |
| | JIS C 61215-1-4 :2020 | 地上設置の薄膜シリコン太陽電池 (PV) モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第 1-4 部：薄膜 非晶質系シリコン CIS 系太陽電池 (PV) モジュールの試験に関する特別要求事項 |
| | JIS C 61215-2 :2020 | 地上設置の太陽電池 (PV) モジュール—設計適格性確認及び型式認証—第 2 部：試験方法 |
| | JIS C 61730-1 :2020 | 太陽電池 (PV) モジュールの安全適格性確認—第 1 部：構造に関する要求事項 |
| | JIS C 61730-2 :2020 | 太陽電池 (PV) モジュールの安全適格性確認—第 2 部：試験に関する要求事項 |
| | JIS C 8993 :2020 | 太陽電池 (PV) モジュール用火災試験方法 |
| 太陽電池 モジュール (旧規格) | JIS C 8990 | 地上設置の結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュール—設計適格性確認及び型式認証のための要求事項 |

| | | |
|-----------|-----------------------|---|
| | JIS C 8991 | 地上設置の薄膜太陽電池（PV）モジュール—設計適格性確認及び型式認証のための要求事項 |
| | JIS C 8992-1 | 太陽電池モジュールの安全適格性確認—第1部：構造に関する要求事項 |
| | JIS C 8992-1 | 太陽電池モジュールの安全適格性確認—第2部：試験に関する要求事項 |
| PCS | JIS C 8961:2008 | 太陽光発電用パワーコンディショナの効率測定方法 |
| | JIS C 8962:2008 | 小出力太陽光発電用パワーコンディショナの試験方法 |
| | JIS C 8963:2011 | 系統連系型太陽光発電システム用パワーコンディショナの単独運転検出機能の試験方法 |
| | JIS C 8980:2009 | 小出力太陽光発電用パワーコンディショナ |
| 太陽光発電システム | JIS C 8951:2011 | 太陽電池アレイ通則 |
| | JIS C 8952:2011 | 太陽電池アレイの表示方法 |
| | JIS C 8953:2011 | 結晶系太陽電池アレイ出力のオンサイト測定方法 |
| | JIS C 8954:2006 | 太陽電池アレイ用電気回路設計標準 |
| | JIS C 8955:2017 | 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法 |
| | JIS C 0364-7-712:2008 | 建築電気設備—第7-712部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—太陽光発電システム |
| | JIS C 8956:2011 | 住宅用太陽電池アレイ（屋根置き型）の構造系設計及び施工方法 |
| | JIS C 8981:2006 | 住宅用太陽光発電システム電気系安全設計標準 |

(2) 太陽光発電に関する民間団体作成ガイドライン及び解説書

| 分類 | ガイドライン名 | 発行元 | 発行年 |
|-----------|---|--|-------|
| 全般 | 太陽光発電事業の評価ガイド (2019年改定) | 太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会 | 2019年 |
| 設計・ 施工 | 住宅用太陽光発電システム設計・施工指針 | 一般財団法人新エネルギー財団 | 2007年 |
| | 太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン (設計施工・システム編) | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 2010年 |
| | 10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点 (第10版) | 一般社団法人太陽光発電協会 | 2015年 |
| | 地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019年版 (本文、技術資料、付録A、付録B) | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人太陽光発電協会 奥地建産株式会社 | 2019年 |
| | 傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人太陽光発電協会 | 2021年 |
| | 営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人太陽光発電協会 | 2021年 |
| | 水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 一般社団法人太陽光発電協会 | 2021年 |

| | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|--------|
| 太陽光発電システムの不具合事例とその対処例 | 一般社団法人太陽光発電協会 | 2020 年 |
| 太陽光発電設備が水害によって被害を受けた場合の対処について | 一般社団法人太陽光発電協会 | 2015 年 |
| 震災によって被害を受けた場合の太陽光発電システム取り扱い上の留意点 | 一般社団法人太陽光発電協会 | 2016 年 |
| 太陽光発電システム保守点検ガイドライン（2019 年改訂版） | 一般社団法人日本電機工業会 一般社団法人太陽光発電協会 | 2019 年 |

（3）その他の関連情報

| 安全情報名 | 発行元 | 発行年 |
|----------------------------------|-------------------|--------|
| 太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準 | 東京消防庁 | 2014 年 |
| 太陽光発電の直流電気安全のための手引きと技術情報(第 1 版) | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 | 2015 年 |
| 太陽光発電システムの反射光トラブル防止について | 一般社団法人太陽光発電協会 | 2010 年 |
| 太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組 事例集 | 環境省 | 2016 年 |
| 太陽光発電の環境配慮ガイドライン | 環境省 | 2019 年 |
| 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版） | 環境省 | 2018 年 |

| | | |
|---|--------------------------------|--------|
| 太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン | 環境省 | 2021 年 |
| 廃棄等費用積立ガイドライン | 資源エネルギー庁 | 2021 年 |
| 再エネ特措法改正関連情報 | 資源エネルギー庁 | — |
| 太陽電池モジュールの適正処理（リサイクル）が可能な 産業廃棄物中間処理業者名一覧表 | 一般社団法人 太陽光発電協会 | — |
| 「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方 について」 | 経済産業省 農林水産省 国土交通省 環境省 | 2023 年 |

【発 行】

佐 久 市

（編集）環境部 環境政策課 環境政策係

電話：0267-62-2917（直通）

平成30年6月発行

令和 6年4月改訂